

別図（第6条関係）

1 条件付一般競争入札及び事後審査型条件付一般競争入札

【告示の記載例】

江別市週休2日工事実施要綱の対象とする場合は、次の例により記載する。

入札告示記載例

「1 入札に付する事項」に以下を追記する。

（番号） 本工事は、江別市週休2日工事実施要綱に規定する週休2日工事（※交替制の場合は週休2日工事（交替制））の対象工事である。詳細は、特記仕様書を参照すること。

2 指名競争入札及び随意契約

【指名通知等の添付文書記載例】

江別市週休2日工事実施要綱の対象とする場合は、次の例による記載内容を指名通知等に添付する。

「江別市週休2日工事実施要綱の対象工事」について

本工事は、江別市週休2日工事実施要綱に規定する週休2日工事（※交替制の場合は週休2日工事（交替制））の対象工事である。詳細は、特記仕様書を参照してください。

3 特記仕様書記載例

【受注者希望方式・週休2日の記載例】

「週休2日工事の実施について」

- (1) 本工事は、江別市週休2日工事実施要綱の対象工事である。
- (2) 受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者と協議を行い、協議が整った場合に週休2日による施工を行うことができる。
- (3) 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月（暦上の1月）で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
完全週休2日（土日）とは、対象期間において、全ての週（日曜日から土曜日までの7日間）で土日現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（各種仮設物を撤去し、現場の清掃を完了した日）までの期間をいう。なお、年末年始6日間及び夏期休暇3日間として別に指定する期間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- (4) 現場閉所とは、巡回パトロール、保守点検その他の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。
- (5) 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。
完全週休2日とは、全ての土日において現場閉所を行っている場合（完全週休2日（土日））をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない

月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、完全週休2日を達成しているものとみなす。

(6) 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。

(7) 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。

ア 受注者は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。

イ 受注者は、実施結果を関係書類（現場閉所実績が記載された工程表、日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等）により定期的に発注者へ報告する。

(8) 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(9) 【土木工事の場合】※工種によって選択すること。

週休2日による施工を希望した工事は、現場閉所の達成状況を確認後、現場閉所の履行状況に応じた補正係数を、労務費、共通仮設費率、現場管理費率に乗じる設計変更を行う。また、市場単価についても、現場閉所に応じた補正係数を乗じる。なお、その他労務費分が明らかとなっていない単価等については、補正の対象としない。

ア 現場の閉所状況

上記(5)に示した現場の閉所状況を達成した場合。

イ 補正方法

当初予定価格は週休2日を前提とした経費の積算を行わず、現場閉所の達成状況を確認後、履行状況に応じて各経費を補正し、請負代金額を変更する。なお、月単位の週休2日に満たないものについては、補正の対象としない。

(10) 【営繕工事の場合】※工種によって選択すること。

週休2日による施工を希望した工事は、現場閉所の達成状況を確認後、現場閉所の履行状況に応じた補正係数を、労務費（予定価格の元となる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費に乗じる設計変更を行う。

ア 現場の閉所状況

上記(5)に示した現場の閉所状況を達成した場合。

イ 補正方法

当初予定価格は週休2日を前提とした経費の積算を行わず、現場閉所の達成状況を確認後、履行状況に応じて各経費を補正し、請負代金額を変更する。なお、月単位の週休2日に満たないものについては、補正の対象としない。

(11) 受注者は、週休2日工事について発注者からアンケート調査の依頼があった場合は、これに協力するものとする。

(12) その他の事項については、江別市週休2日工事実施要綱によるものとする。

【受注者希望方式・週休2日（交替制）の記載例】

「週休2日工事の実施について」

(1) 本工事は、江別市週休2日工事実施要綱の対象工事（週休2日（交替制））である。

(2) 受注者は、週休2日（交替制）による施工を希望する場合、契約後、発注者と協議を行い、協議が整った場合に週休2日（交替制）による施工を行うことができる。

(3) 月単位の週休2日（交替制）とは、対象期間において、技術者、作業員等が交替しながら、全ての月（暦上のひと月）で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

完全週休2日（交替制）とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。

対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（各種仮設物を撤去し、現場の清掃を完了した日）までの期間をいう。なお、年末年始6日間及び夏期休暇3日間として別に指定する期間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(4) 月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

完全週休2日（交替制）とは、全ての週において対象期間内の技術者、作業員等の平均休日日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日／7日）以上の水準に達する状態をいう。

(5) 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。

(6) 週休2日（交替制）の実施の確認方法は、次によるものとする。

ア 受注者は、技術者、作業員等の休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を発注者に提出する。

イ 受注者は、実施結果を関係書類（日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等）により定期的に発注者へ報告する。

(7) 週休2日（交替制）の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(8) 【土木工事の場合】※工種によって選択すること。

週休2日（交替制）による施工を希望した工事は、技術者、作業員等の休日状況を確認後、現場の休日状況に応じた補正係数を労務費及び現場管理費率に乗じる設計変更を行う。なお、労務費分が明らかとなっていない単価等については、補正の対象としない。

ア 現場の休日状況

上記(4)に示した現場の閉所状況を達成した場合。

イ 補正方法

当初予定価格は週休2日を前提とした経費の積算を行わず、休日率の達成状況を確認後、達成状況に応じて各経費を補正し、請負代金額を変更する。なお、月単位の4週8休に満たないものについては、補正の対象としない。

(9) 【営繕工事の場合】※工種によって選択すること。

週休2日（交替制）による施工を希望した工事は、現場閉所の達成状況を確認後、

現場閉所の履行状況に応じた補正係数を、労務費（予定価格の元となる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費に乗じる設計変更を行う。

ア 現場の閉所状況

上記(4)に示した現場の閉所状況を達成した場合

イ 補正方法

当初予定価格は週休2日を前提とした経費の積算を行わず、現場閉所の達成状況を確認後、履行状況に応じて各経費を補正し、請負代金額を変更する。なお、月単位の4週8休に満たないものについては、補正の対象としない。

(10)受注者は、週休2日工事について発注者からアンケート調査の依頼があった場合は、これに協力するものとする。

(11)その他の事項については、江別市週休2日工事实施要綱によるものとする。

【発注者指定方式・週休2日の記載例】

「週休2日工事の実施について」

(1) 本工事は、江別市週休2日工事实施要綱の対象工事であり、当初予定価格は月単位の週休2日又は完全週休2日（土日）の達成を前提とした経費の補正を行っている。

(2) 受注者は、週休2日による施工を行わなければならない。

(3) 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月（暦上の1月）で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

完全週休2日（土日）とは、対象期間において、全ての週（日曜日から土曜日までの7日間）で土日現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（各種仮設物を撤去し、現場の清掃を完了した日）までの期間をいう。なお、年末年始6日間及び夏期休暇3日間として別に指定する期間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(4) 現場閉所とは、巡回パトロール、保守点検その他の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。

(5) 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

完全週休2日とは、全ての土日において現場閉所を行っている場合（完全週休2日（土日））をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、完全週休2日を達成しているものとみなす。

(6) 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。

(7) 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。

- ア 受注者は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。
- イ 受注者は、実施結果を関係書類（現場閉所実績が記載された工程表、日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等）により定期的に発注者へ報告する。
- (8) 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (9) 【土木工事・営繕工事共通】
- 現場閉所の達成状況を確認後、指定された週休2日を達成した場合は、補正分について増額の設計変更を行い、達成しない場合は、現場閉所の履行状況に応じた設計変更を行う。また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定で点数を減ずる措置を行う。
- ア 現場の閉所状況
- 上記(5)に示した現場の閉所状況を達成した場合
- イ 補正方法
- 当初予定価格から月単位の週休2日又は完全週休2日を前提とした経費の積算を行い、月単位の週休2日を指定した場合で、現場閉所の履行状況が完全週休2日を達成した場合は増額の設計変更を行うものとし、月単位の週休2日に満たない場合は減額の設計変更を行う。
- 完全週休2日を指定した場合で、現場閉所の履行状況が完全週休2日を達成せず、月単位の週休2日を達成した場合は、月単位の週休2日の補正係数を乗じた額に減額する設計変更を行い、月単位の週休2日に満たない場合は補正係数を乗じない額に減額する設計変更を行う。
- (10) 受注者は、週休2日工事について発注者からアンケート調査の依頼があった場合は、これに協力するものとする。
- (11) その他の事項については、江別市週休2日工事実施要綱によるものとする。

【発注者指定方式・週休2日（交替制）の記載例】

「週休2日工事の実施について」

- (1) 本工事は、江別市週休2日工事実施要綱の対象工事（週休2日（交替制））であり、当初予定価格は月単位の週休2日（交替制）又は完全週休2日（交替制）の達成を前提とした経費の補正を行っている。
- (2) 受注者は、週休2日による施工を行わなければならない。
- (3) 月単位の週休2日（交替制）とは、対象期間において、技術者、作業員等が交替しながら、全ての月（暦上の1月）で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

完全週休2日（交替制）とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。

対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（各種仮設物を撤去し、現場の清掃を完了した日）までの期間をいう。なお、年末年始6日間及び夏期休暇3日間として別に指定する期間、工場製作のみを実施している

期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(4) 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

完全週休2日（交替制）とは、全ての週において対象期間内の技術者、作業員等の平均休日日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日／7日）以上の水準に達する状態をいう。

(5) 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。

(6) 週休2日（交替制）の実施の確認方法は、次によるものとする。

ア 受注者は、技術者、作業員等の休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を発注者に提出する。

イ 受注者は、実施結果を関係書類（日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等）により定期的に発注者へ報告する。

(7) 週休2日（交替制）の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(8) 【土木工事・営繕工事共通】

技術者、作業員等の休日状況を確認後、指定された週休2日（交替制）を達成した場合は、補正分について増額の設計変更を行い、達成しない場合は、現場閉所の履行状況に応じた設計変更を行う。また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定で点数を減ずる措置を行う。

ア 現場の休日状況

上記(4)に示した現場の閉所状況を達成した場合

イ 補正方法

当初予定価格から月単位の週休2日（交替制）又は完全週休2日（交替制）を前提とした経費の積算を行い、月単位の週休2日（交替制）を指定した場合で、現場閉所の履行状況が完全週休2日（交替制）を達成した場合は増額の設計変更を行うものとし、月単位の週休2日（交替制）に満たない場合は減額の設計変更を行う。

完全週休2日（交替制）を指定した場合で、現場閉所の履行状況が完全週休2日（交替制）を達成せず、月単位の週休2日（交替制）を達成した場合は、月単位の週休2日（交替制）の補正係数を乗じた額に減額する設計変更を行い、月単位の週休2日（交替制）に満たない場合は補正係数を乗じない額に減額する設計変更を行う。

(9) 受注者は、週休2日工事について発注者からアンケート調査の依頼があった場合は、これに協力するものとする。

(10) その他の事項については、江別市週休2日工事実施要綱によるものとする。